

堺市住民主体型訪問サービス事業募集要項にかかる Q&A

【サービス提供について】

Q：1回あたりのサービス提供時間に下限や上限はありますか。

A：1回あたりのサービス提供時間に下限や上限はありません。団体で任意に設定してください。

Q：1回の訪問の中で同一人物に対して複数種類のサービス提供を行った場合や1日に複数回の訪問を行ったときの提供回数のカウントはどうなりますか。

A：1回の訪問の中で同一人物に対して複数種類のサービス提供を行った場合、提供回数のカウントは2回を上限とします。また、1日に複数回訪問し、複数種類のサービス提供を行った場合も、提供回数のカウントの上限は2回です。3種類以上のサービス提供を禁止するものではありませんが、この事業では利用者をゆるやかに見守ることを目的の1つにしていますので、同一日の提供回数のカウントの上限を2回とします。

（例1）頼まれた買物の商品を届け（カ）、部屋の掃除も行った（ア）。

→1回の訪問の中で2種類（アとカ）のサービスを提供していることから、提供回数は2回でカウント。

（例2）朝にゴミ出しを手伝い（ア）、お昼に配食でお弁当を届けた（オ）。

→同じ日に2種類（アとオ）のサービスを提供していることから、提供回数は2回でカウント。

（例3）掃除（ア）と洗濯（イ）を行い、スマホ操作の補助（ソ）も行った。

→1回の訪問の中で3種類のサービス（アとイとソ）を提供しているが、提供回数は2回でカウント（同一日の提供回数の上限は2回）。

（例4）お昼に配食でお弁当を届けて、夕方に容器を回収するため訪問した。

→お弁当の配達と容器の回収は一連のサービスであることから、提供回数は1回でカウント。

Q：サービス提供時には必ず利用者と会う必要がありますか。

A：当該事業は訪問型サービスの一種であることから、草むしり等の居室外でサービスを提供する場合でも、少なくともサービスの利用開始時か終了時には利用者本人と会う必要があります。また、電子機器の操作の補助等についても対面で行ったものが補助金の算定対象となります。

Q：高齢者夫婦で住んでいる家の草むしりをしたときの対象人数と提供回数のカウントはどうなりますか。

A：ご夫婦のどちらかを対象として利用者1人、提供回数1回とカウントしてください。

【補助の対象経費について】

Q：団体で住民主体型訪問サービス以外の事業も実施しており、その事業と共通の経費（家賃、光熱費、保険料等）が発生している場合、どのように対応すればよいですか。

A：共通の経費について他の事業等と按分することができる場合は、その金額を補助対象経費として計上してください。ただし、事前に按分の考え方等について、長寿支援課にご連絡ください。

また、他の事業等の経費と区別が難しい場合で、住民主体型訪問サービスの提供に必要不可欠な経費については、その金額を補助対象経費に計上してください。ただし、事前にその共通の経費が必要な理由等について、長寿支援課にご連絡ください。

Q：「食材費等の利用者個人に直接的な利益となる費用」は補助の対象外となっていますが、配食サービスでの容器、袋代も補助の対象外ですか。

A：配食サービスでの容器、袋、割り箸、スプーン等は補助の対象になりますので、消耗品費として計上してください。

【初回型ケアマネジメント、ケアプランへの位置付けについて】

Q：サービス提供までに初回型ケアマネジメントの実施やケアプランへの位置づけが間に合わない場合、どのように対応すればよいですか。

A：初回型ケアマネジメントの実施やケアプランへの位置づけは事前に行うことが原則ですが、やむを得ず急ぎでサービスを提供する必要がある場合など、初回型ケアマネジメントの実施やケアプランへの位置づけを行うよりも前にサービスを提供する場合、初回型ケアマネジメントの実施やケアプランへの位置づけが事後になることも可能とします。

ただし、その場合でもサービス提供前に初回型ケアマネジメントが必要な場合は地域包括支援センターに、ケアプランへの位置づけが必要な場合は担当ケアマネジャーに事前連絡を行ったうえで、サービスを提供するようにしてください。

Q：必須項目のメニューを単発で利用する場合で、初回型ケアマネジメントの実施より前にサービス提供を行った場合、初回型ケアマネジメントを事後に実施する必要がありますか。

A：単発利用で今後の利用見込みがない場合は、初回型ケアマネジメントを事後に実施することは難しいと考えます。

ただし、年に数回の利用が見込まれるような場合は、単発利用ではなく不定期利用になると考えられるので、事後でも初回型ケアマネジメントを実施してください。